

評議員の役目

1. 評議員は各 16 地区から選出された地区の代表者です。
従って地区の諸問題が提起された場合其の内容によりその地区で組長の方々と相談し解決する場合と大原自治会全体の問題を協議し協力して諸問題にあたります。又、市や社会的問題なども提起された場合も同様です。
2. 評議員会～ 評議員会は総会に次ぐ決議機関です。評議員の 3 分の 2 以上の出席を以って成立し本部より又、各評議員より提案された問題を議決し執行に協力する役目です。やむを得ず欠席の場合は予め会長又は副会長に連絡し委任の可否を通知して下さい。
3. 議決事項については担当地区に連絡し組長や会員の方々と相談したりして議決事項の執行にあたります。
4. 会費の集金～ 組長が集めた会費を計算、記帳し会計に納入します。
(2 ヶ月分を奇数月に納入。但し年度末は早まることがあります。)
5. 会館の清掃～ 各地区の組長と共に当番になったら(年 1~2 回) 第 2 日曜日の午前 10 時より会館の内外の清掃をする。
6. 各部への協力～ 各部の行事等に協力する。(全員で行う場合と交代で行う事がある。)
7. 募金～ 赤い羽根、社会福祉協議会等より依頼のあった場合協力する。
8. 行政当局より依頼のあった事がらに協力する。
9. 街灯～ 街灯の取替等があれば組長 評議員の順で警護部長に依頼する。
10. ちびっこ広場等自治会管理物件、等々手を加える必要があった場合は建設部長に依頼する。
11. 自治会備品の借用～ テント、机、椅子、座布団等、葬儀等に使用する場合は会長又は副会長に諒解を受け当事者(世話人)に借用の手配だけして当事者(世話人)に連絡してして下さい。執行部は原則として運搬は致しません。どうしてもやむを得ぬ事情の場合は相談して下さい。但し時間は遅くなる場合もあります。
(借用する場合は必ず会館備え付けの貸出ノートに品名、数、氏名を記入)
12. 評議員の任期は 2 年です。任期の切れる前に次の評議員を選出し届け出て下さい。
(その時期には用紙を配布します。(表札〔評議員、組長〕等の引継をして下さい。))

組長の役目

1. 組長は自治会 16 地区の各地区の組の代表者です。
従って組での問題を処理し又地区の問題には組の代表として評議員を中心として解決し更に自治会の運営に関する問題等について協力して頂きます。
2. 市や公共団体より来るお知らせや配布物、募金等にご協力下さい。
3. 自治会会費の集金をして頂き記帳及び計算をして評議員に届けて頂きます。会員数、金額はその都度確認をして下さい。又転出者は在住した日の月の分まで集金して下さい。転入者には会への加入をすゝめて下さい。加入したらその月の分から集金して下さい。
4. 自治会で行う夏祭り、運動会、防災訓練等々自治会で行う種々の行事にご協力して下さい。
5. 会館の清掃、毎月第 2 日曜日午前 10 時より各地区、2 地区合同で評議員、組長で会館の清掃をして下さい。
6. ちびっ子広場などの整備などにもご協力下さい。修理など手のとどかない事項については建設部長に連絡して下さい。掲示板等もこわれたりした場合も同様です。街灯の切れや修理は警護部長に連絡して下さい。
7. 組内で不幸（葬儀）などがあった場合は当事者と話し合い組長が中心となって取計らって下さい。自治会備品の借用については評議員に連絡し借り受けて下さい。搬送、返却は組で行って下さい。